

令和7年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第1回医療施設等部会 議事録

1 日時：令和7年8月6日（水） 午前9時40分～午前11時20分

2 場所：千葉市役所 本庁舎1階 正庁

3 出席者：

（1）委員

尾内善広委員、酒井秀大委員、鈴木敦子委員、長根裕美委員、山本一重委員

（2）事務局

藤原医療衛生部長

保健福祉総務課：清田課長、井本主査、早水主任主事、篠崎主任主事

医療政策課：串間課長、塩原課長補佐、野田主査、鈴木主任主事

生活衛生課：平野課長、林課長補佐、志田主査、椎名主任主事、野村主任主事

4 議題：

- （1）部会長及び副部会長の選任について
- （2）千葉市休日救急診療所について（年度評価）
- （3）千葉市靈園について（年度評価）
- （4）千葉市斎場について（報告）

5 議事の概要：

（1）部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により、部会長に尾内委員、副部会長に酒井委員が選任された。

（2）千葉市休日救急診療所について（年度評価）

千葉市休日救急診療所の年度評価について、事務局から説明後、質疑応答を行い、部会の意見を取りまとめた。

（3）千葉市靈園について（年度評価）

千葉市靈園の年度評価について、事務局から説明後、質疑応答を行い、部会の意見を取りまとめた。

（4）千葉市斎場について（報告）

千葉市斎場の今年度からの管理運営状況について事務局から報告をした。

6 会議の経過：

○井本保健福祉総務課主査 予定の時刻となりましたので、「令和7年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回医療施設等部会」を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます保健福祉総務課の井本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、お手元に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、まず、次第、委員名簿、席次表。席次表については、表面が休日救急診療所、裏面が靈園・斎場となっております。

このほか、資料1部会の進め方、参考資料1評価の目安をお配りしております。また、評価資料といたしまして、事前にフラットファイル1冊をお配りしております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

次に、会議の成立と公開についてです。

ご出席委員ですが、総数5名のうち5名皆様ご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により会議は成立しておりますことをご報告いたします。また、市の情報公開条例第25条の規定に基づき、当会議は公開となっておりますことを併せてご報告いたします。なお、傍聴の方におかれましては傍聴等要領に記載されている事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは初めに、医療衛生部長の藤原よりご挨拶を申し上げます。

○藤原医療衛生部長 医療衛生部長の藤原でございます。

保健福祉局指定管理者選定評価委員会医療施設等部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から、保健福祉行政をはじめ市政各般にわたりまして、多大なるご支援とご協力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

さて、本日、委員の皆様方には、休日救急診療所及び靈園の指定管理者が昨年度に行った管理運営に対して年度評価をしていただく予定でございます。

なお、斎場につきましては、昨年度の選定評価委員会からの答申のとおり、本年4月から新たな指定管理者による管理運営が行われておりますが、4月からの管理状況につきましては後ほど所管課から簡単に説明をさせていただきます。

最後に、こうした指定管理施設に対する年度評価等による検証は、市民をはじめとする利用者のサービスの一層向上のために重要なものとなりますことから、皆様方におかれましては専門的見地からの忌憚のないご意見をいただくことを切にお願いをいたしまして、開会に当たつての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 それでは議事に入らせていただく前に本日は委員改選後、初めての部会となりますので委員の皆様について、お手元の委員名簿順にご紹介させていただきます。大変恐縮ではございますがお名前をお呼びいたしますのでその場でご起立をお願いいたします。

尾内善広委員でございます。

○尾内委員 尾内でございます。よろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 酒井秀大委員でございます。

○酒井委員 酒井です。よろしくお願ひします。

○井本保健福祉総務課主査 鈴木敦子委員でございます。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 長根裕美委員でございます。

○鈴木委員 長根です。よろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 山本一重委員でございます。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 ありがとうございました。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。なお、藤原医療衛生部長につきましては先ほどの挨拶をもって紹介に代えさせていただきます。

医療政策課長、串間琢朗でございます。

○串間医療政策課長 串間です。よろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 保健福祉総務課長、清田信之でございます。

○清田保健福祉総務課長 清田です。よろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 以上でございます。

それでは議事に入らせていただきますが、委員改選後初めての会議ですので部会長が選任されるまでの間、仮議長を医療衛生部長が務めさせていただきます。

○藤原医療衛生部長 ただいま司会から説明がありましたとおり、部会長が選任されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして「議題（1）部会長及び副部会長の選任について」に入らせていただきます。

部会長及び副部会長の選出は千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第4項の規定によりまして、委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○鈴木委員 私のほうからご推薦申し上げたいと存じます。部会長には、前期部会長を務めてくださった高橋委員の後任である千葉大学大学院教授の尾内委員を推薦させていただきます。また、副部会長には前期から引き続き酒井委員をご推薦させていただきます。

○藤原医療衛生部長 ありがとうございます。

ただいま鈴木委員より部会長には尾内委員を、副部会長には酒井委員をという発言がございましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

○藤原医療衛生部長 ありがとうございました。

それでは、尾内委員に部会長、酒井委員に副部会長をお願いしたいと存じます。

以上で、私の任は終了させていただきます。ありがとうございました。

○井本保健福祉総務課主査 それでは尾内委員には部会長席へ、酒井委員には副部会長席にお移り願います。

それでは、尾内部会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○尾内部会長 ただいま委員の皆様方のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました尾内でございます。非常に大役ではございますが、皆様方のご協力を賜りまして職責を全うしてまいりたいと存じますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○井本保健福祉総務課主査 それでは、酒井副部会長、お願いします。

○酒井副部会長 ただいま委員の皆様からご推挙いただきまして、副部会長に仰せつかりました酒井でございます。皆様のご協力をいただきながら尾内部会長の補佐役を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○井本保健福祉総務課主査 ありがとうございました。

ここからは尾内部会長に進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○尾内部会長 それでは議事を進めたいと存じます。

初めに、本日の審査の流れ等について事務局よりご説明をお願いいたします。

○清田保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の清田でございます。お手元の資料1に沿いまして進め方についてご説明をいたします。着座で失礼いたします。

まず、資料1ですが、上から施設の評価に関する資料の説明といたしまして、施設所管課から、指定管理者年度評価シートの内容を中心に、昨年度の指定管理者による管理の実績、業務の履行状況などについてご説明をいたします。

次に、「質疑応答」となりますが、ここでは質疑のみを行い、ご意見につきましては、この後にあります意見に係る協議の際にご発言いただきたいと思います。

続きまして、「選定評価委員会の意見に係る協議」に入りますが、まず、「1 指定管理者の財務状況」からご意見をお伺いいたします。ここでは、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するため、法人の財務状況に対するご意見をいただきたいと思います。

協議の流れですが、まず、公認会計士の鈴木委員からご意見を、その後、他の委員の皆様からもご意見をいただき、最終的に、部会の意見としての協議・決定を行っていただきます。

次に、「2 指定管理者による施設の管理運営状況について」ご意見をお伺いいたします。ここでは、次年度以降の管理運営をより適正に行うため、サービス向上や業務効率化の方策、改善を要する点、評価する点などに対するご意見をいただきたいと思います。

協議の流れですが、委員の皆様からのご意見をいただいた後、最終的に部会の意見としての協議・決定を行っていただきたいと存じます。

また、当該意見につきまして、部会終了後、お配りしているファイルの中にあります指定管理者年度評価シートの、「7 総括（3） 保健福祉局指定管理者選定評価委員会の意見」欄に掲載し、ホームページ等で公表いたします。

説明は以上でございます。

○尾内部会長 ありがとうございました。

それでは、「議題（2）千葉市休日救急診療所について」に入ります。

まず、施設の評価に係る資料について事務局よりご説明をお願いいたします。

○串間医療政策課長 医療政策課の串間でございます。

休日救急診療所の指定管理者年度評価シートについてご説明いたします。恐縮ですが着座にて説明させていただきます。

それでは、資料1-1をご覧ください。

まず、「1 公の施設の基本情報」ですが、記載のとおりでございます。

次に、「2 指定管理者の基本情報」ですが、指定期間が令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっており、今回の年度評価シートは2年目の評価となります。そのほかの事項については記載のとおりでございます。

続きまして、「3 管理運営の成果・実績」でございます。

「(1) 成果指標に係る数値目標の達成状況」をご覧ください。

まず、上段の利用者アンケートにおいて「休日救急診療所があつてよかったです」と回答した割合ですが、目標値95%に対し実績が99%となっており、目標を達成しております。

次に、下段の指定管理者が対応可能な苦情の件数ですが、目標値が3件以内のところ実績が

2件と目標を達成しております。

なお、評価シートのひな形では達成率を記入することとなっておりましたが、率で表すことが難しいため、「達成」、「概ね達成」、「未達成」のいずれかを記載することとしております。

続きまして、「(2) その他利用状況を示す指標」をご覧ください。

救急患者に対する初期診療は、14,197人が受診しており、前年度と比べて681人の減少でした。なお、コロナ前である平成30年度及び令和元年度の患者数は18,000人前後でしたので、その年度と比較しますと4,000人程度減少しておりますが、受診控えが起こった令和2年度からは増加傾向にあります。

次に、「要介護高齢者・心身障害者（児）の歯科診療」は545人が受診しており、前年度と比べて3人の減少でした。

救急患者に対する「初期診療」と「要介護高齢者・心身障害者（児）の歯科診療」を併せた利用者合計は14,742人で、前年度と比べて684人の減少でした。

続きまして、2ページ目の「4 収支状況」をご覧ください。

まず「(1) 必須業務収支状況」の「ア 収入」の「指定管理料」ですが、計画と実績の差が約940万円ございます。

次に、「その他収入」ですが、受取利息の約14,000円と他会計振替額の約198万円でございます。他会計振替額とは千葉市保健医療事業団が収益事業として本市から受託している総合保健医療センターの施設維持管理事業から黒字部分の振替となります。

この事業ですが、平成26年に本市の包括外部監査において、これまで収支差額を精算していましたため、収益事業であるにもかかわらず収益が出ない仕組みを改善するよう指摘を受けております。平成30年度から新たに、人件費や一部の項目を除き、精算対象から除外したほか、民間企業並みの一般管理費を確保する仕組みに改めたことから、単年度の黒字が出ております。この黒字のうち、一定の金額を公益事業に使用することが公益法人として義務づけられており、公益事業である休日救急診療所にその一部を振り替えたものでございます。

次に、「イ 支出」の合計ですが、実績と計画の差額が約650万円でございます。これは休日救急診療所の移転に伴い、医療事務システムの再リースの期間を延長した結果、新規のリース期間が短縮されたため、借料が減少したことが主な要因となっております。

その他の項目については、記載のとおりでございます。

なお、「(2) の自主事業収支状況」については、該当がございません。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

「(3) 収支状況」につきまして、こちらは約88万円の赤字の理由ですが、市派遣職員の給与のうち、通勤手当など市から直接の支出ができない費用を自主財源で実施することとしているためです。

少々分かりづらいと思いますので簡単にまとめますと、まず、指定管理の業務に関するものは、精算により収支差が0円となり、また、市派遣職員1名の事業団負担分で約286万円の赤字となりますが、収益事業の利益から約198万円が繰り入れられたため、最終的に約88万円の赤字となっているという決算でございます。

これは指定管理者である公益財団法人千葉市保健医療事業団が、当該指定管理事業を公益事業として実施しているため、収支相償が義務づけられており、令和6年度の約88万円の赤字は令和5年度の約88万円の黒字と費消するためです。

なお、千葉市保健医療事業団の経営としては問題ございません。

次に、「5 管理運営状況」の評価ですが、「(1) 管理運営による成果・実績」の「利用者アンケート」及び「苦情件数」の評価方法につきましては、評価シートひな形の評価基準による評価が困難であったため、記載のとおり独自で評価基準を定めております。市の評価については評価基準に基づき、アンケート結果は「A」、苦情件数は「C」としております。

次に、「(2) 市の施設管理経費縮減への寄与」につきまして、評価シートの原則では、選定時の提案額との差額を評価することとなっていますが、休日救急診療所は提案額と毎年の計画額を実態に合わせ見直しを行っており、提案額と計画額に差がございます。このため計画と実績の金額を比較し、約3%の削減となったことから「C」評価としております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

「(3) 管理運営の履行状況」ですが、記載のとおり、おおむね管理運営の基準等に定めている水準どおりに管理運営を行ったものと認め、全て「C」評価としております。

次に、「(4) 保健福祉局指定管理者選定評価委員会意見を踏まえた対応」ですが、前回の選定評価委員会において、2点ご意見をいただきました。

1点目の「利用者サービスのさらなる向上を目指し、引き続き努めていただきたい」とのご意見ですが、市民の利便性向上として、市施設の各窓口のキャッシュレス化推進の対象施設に選出されたため、令和6年度にキャッシュレス決済を導入いたしました。

2点目の「満足度の把握方法についてご検討いただきたい」とのご意見ですが、配布対象者に留意しながら協力いただける範囲でアンケート調査を行っていきたいと考えております。

続きまして、「6 利用者ニーズ、満足度等の把握」をご覧ください。

まず、「(1) 指定管理者が行ったアンケート調査について」ですが、「調査方法」「回答者数」「主な質問項目」については、記載のとおりです。

調査の結果は下の結果欄に記載しておりますが、おおむね好評をいただいており、良好な診療所運営ができていたと考えております。

次に、5ページ目をご覧ください。

「(2) 市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応」ですが、2件ございました。

1件目は、市へ苦情の電話があったケースで、カルテの提供を依頼するため指定管理者に電話したところ、保存期間満了により廃棄済みと案内されたため、電子カルテの導入を要望したところ、導入は不可能かつ市へ要望を挙げるなら住所や生年月日が必要と言われたとのことでした。指定管理者の対応としましては、不快な思いをさせたことに対して、指定管理者から直接謝罪を行い、また、市民からのご要望につきましては、貴重なご意見として承り、適切に対応することとしております。

2件目は、市長への手紙でありまして、年末年始の休日救急診療所がパンクしており、キャパオーバーであるため、人員確保等を検討したほうがいいとのご意見でございました。指定管理者の対応としましては、感染症流行時や年末年始等、混雑時に応じた円滑な運営ができるよう、適切な管理運営に努めることとしております。

続きまして、「7 総括」の「(1) 指定管理者による自己評価」ですが、総括評価は「C」となっております。所見欄記載のとおりでございますが、利用者アンケートにおける利用者満足度は99%、苦情件数は2件で目標は達成できたと考えております。また、患者数の実績は前年度を下回りましたが、休日も診療する民間医療機関が増加したため、患者が分散したことが

要因として考えられる。総合保健医療センター大規模改修により仮設診療所での診療となつたが、関係機関と連携し、移転前と変わらない適切な救急医療を提供することができた。年末年始の混雑時には、医師や看護師等を増員して体制を整備し、外部にテントを設置し待機場所を設ける等、安全管理に務めた。キャッシュレス決済導入の際は、事務手順を整備し、事務職員に操作研修を行う等して着実に実施した、との評価をしております。

次に、「(2) 市による評価」ですが、所見欄をご覧ください。

関係機関と十分に連携を図りながら医療が提供できており、成果指標である利用者アンケートの結果及び苦情の発生件数において、目標値を達成したこと、また、総合保健医療センター大規模改修に伴う建物内での仮移転を行いましたが、患者や医療従事者等の混乱を招くことなく、円滑な診療体制を確保することで、滞りなく初期救急医療体制の役割を果たしたことから、良好な管理運営を行っていたと認められるものとして「C」評価としております。

最後に、休日救急診療所の移転についてご説明いたします。

現在、総合保健医療センターの大規模改修を行っておりまして、休日救急診療所は居ながら施工により、同センター内で現在の診療科を全て継続し、市民生活に影響が出ないようにしております。

スケジュールですが、今年の1月末から、もともとの診療所があった同じフロアの反対側に仮移転をしておりまして、約8か月間の工事の後、今年の秋頃に元の場所へ戻る予定でございます。なお、仮移転中、大きなトラブル等は発生しておりません。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○尾内部会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、まず、質疑応答から行いたいと思います。

なお、ご意見は後ほどお伺いしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、ご質問がございましたらお願ひいたします。

長根委員、お願ひします。

○長根委員 5ページにあります市の指定管理者に寄せられた主な意見・苦情のところで、「カルテの提供を依頼したけれども、廃棄済みだったので、電子カルテの導入を要望したところ、回答としては不可能。不可能かつ市への要望として挙げるなら住所や生年月日が必要」と伝えられたということですが、もし本当に市に要望する場合は住所や生年月日の情報が必要なのでしょうか。

○串間医療政策課長 医療政策課でございます。

今回のカルテの提供に関して、市へのご要望としていただく場合は、市長への手紙などがございます。市長への手紙を投書する場合は、お名前、ご住所について記載していただく欄がございます。市長への手紙については、市からご質問者への回答について、ご連絡・ご対応する場合は、直接やり取りをする必要が生じますので、お名前、ご住所を頂戴する必要があると考えております。回答は不要で、ご要望としていただく場合については、お名前やご住所等の個人情報は明かさずにご要望として頂戴することは可能ですので、どちらでも対応可能とは考えております。

今回の件につきまして、「カルテの情報が欲しい」ということであれば、個人のカルテを提供することになりますので、個人情報を頂戴する必要があるとは思いますが、そもそも今回はカルテを廃棄しており、対応ができないという状況でしたので、今回は個人情報を頂く・頂かな

い、いずれにしても承ることとしては可能だったと考えております。

○長根委員 今回謝罪をなさったということですが、それはあくまでも不快な思いをさせたということであって、市への要望として挙げる場合に、住所や生年月日というものが必要だというのを正しい見解であるということを確認できればそれで構いません。

○串間医療政策課長 医療政策課でございます。

今の長根委員のご質問について、1点修正がございます。

市長への手紙等につきまして生年月日の欄はございませんので、生年月日が必要というのは誤っておりました。

○長根委員 とにかく返事をするためには、住所なりお返事先は聞かなくてはいけないので、この点については照会としては正しいけれども、生年月日までは別に言っても言わなくてもよかったですということですね。

○串間医療政策課長 そもそも記載欄として設けてございませんので、聴取することはないというものでございます。

○清田保健福祉総務課長 保健福祉総務課です。若干補足をさせていただきます。

今、長根委員のおっしゃったように、市からお返事をする際に必要な情報としてお名前とご住所、メール等でご意見をいただくこともありますので、その場合にはメールでお返事するというケースもございます。

○尾内部会長 ご意見に対するお返事にはその方の連絡先が必要ということですね。カルテ情報を開示するには市に生年月日等も申告する必要があったということでしょうか。その辺り少しややこしいことになっているということですね。

そのほかのご質問等はございますでしょうか。

○酒井副部会長 酒井です。

今回の苦情・意見の欄の、年末年始の診療所がパンクしてキャパオーバーではないかという指摘に対して、指定管理者が適切な管理運営に努めるということで、その下の所見欄で、年末年始の対応等について記載があります。

まず、年末年始の診療所がパンクをする、キャパオーバーではないかという指摘について、市として、年末年始の状況がパンクないしはキャパオーバーと考えるか・考えないか、この辺りの認識をお聞かせください。

○串間医療政策課長 医療政策課でございます。

今回の年末年始ですが、インフルエンザの流行がちょうど年末年始と重なりまして、その関係で特に多くの内科及び小児科の患者さんが来院され、非常に混み合ったということでご意見をいただいたものと認識しております。こちらについては、実際に数時間診療待ちいただいた事例もございますので、今後としては適切に管理運営できるように努めていきたいと考えております。

今回、混み合った原因について指定管理者に確認をしたところ、その一つとして、直前に内部システムを更新したことで、その作業がうまく対応ができていなかった、システムに不慣れなところがあって運営が例年どおりにいかなかったということを確認しております。この点につきましては、今後、体制を変更する際については、繁忙期を避けて、まず、適切に比較的患者数が落ち着いている時期に対応をするように指示をしているところですので、このようなことがないように今後は努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○酒井副部会長 今回、今年の事情というのもありますが、年末年始とゴールデンウイークがこの診療所の一番真価を發揮する時期だと思うのですが、このときにおけるパンクとかキャパオーバーと言われる原因、どの部分において使っている人がパンクやキャパオーバーを感じるを考えていますか。

○串間医療政策課長 医療政策課でございます。

先ほど申し上げましたシステムというのは、前年度の特例の事情として挙げられるところでございますが、そのほかとしては、まず、診察する医師及び看護師の数が来院される患者数に対し、短い待ち時間で対応できる人数かというと、必ずしも十分ではないと考えております。

こちらについては、現在の休日救急診療所のフロアの中で診察室の区割りをしていますけれども、繁忙期については内科、小児科の医師を増員して対応しているところでございます。スペースの都合上、診察室をこれ以上細かく区割りをして実施をするということが難しくなっておりますので、この現行の確保できる診療スペースの中で対応をしていきたいと考えております。

市として年末年始については、休日救急診療所のほかに民間医療機関へ、内科の診療の外来を利用していただけるよう救急の確保事業を実施しておりますので、そちらの医療機関の確保も並行して進めていきたいと考えております。

○尾内部会長 そのほかご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○尾内部会長 では、そのほかのご質問等がなければ、選定評価委員会の意見に係る協議に入りたいと思います。

それでは、まず、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、指定管理者の財務状況についてご意見を伺いたいと思います。

なお、事前に事務局から、財務分析資料をお配りしておりますが、この資料を基にまずは鈴木委員より専門的見地からのご意見をお聞きしたいと思いますのでご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 では、財務状況について意見を述べたいと思います。

資料の1－4を開けていただきますと、A3の横長の表が入っておりまして、1枚目の表面が安全性です。1枚目の裏面が収益性、2枚目の表面が成長性となっております。この3点について分析しているのですが、指定管理者の倒産や撤退のリスクを見るに当たっては、財務安全性の部分を中心に見させていただきたいと思います。

財務安全性の指標ですけれども、左側の四角の表のところに令和7年3月、令和6年3月、令和5年3月期のそれぞれの指標が入りまして、その表の下に各比率で×、○がついております。令和7年3月ですと、流動比率が×、自己資本比率判定×、固定比率判定×、その他当座比率が○で、固定長期適応率判定が○となっております。全部○であることが望ましいのですが、この指定管理者に当たりましては公益財団法人ということで、一般事業会社ではありませんので、収支相償が求められている観点から、高い収益を上げるということが制度上できませんので、厚い自己資本や、流動比率を上げるといったことが制度上難しい中で、期末においては指定管理事業の市へ返す指定管理料等の額が9,000万円等ありますので、どうしても期末の流動負債が多くならざるを得ないということあります。それを加味して考えますと、流動比率

113%ですけれども100%を超えてるということ、自己資本比率も40%と満たしておりませんが、相応の水準を確保しているということを考えまして、財務安全性について特段問題はないと考えます。

以上です。

○尾内部会長 ありがとうございました。

ただいまのご意見を踏まえ、他の委員の皆様から何かご意見がございましたらお願いいいたします。

ございませんでしょうか。

(なし)

○尾内部会長 ご意見はないということですので、先に進みたいと思います。

それでは、千葉市休日救急診療所における指定管理者の財務状況に関し、当部会の意見としては、問題なしということとさせていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○尾内部会長 ありがとうございました。

それでは、その旨決定いたします。

続きまして、指定管理者による施設の管理運営について協議いたします。

ここでは、サービスの向上や業務効率化の方策、改善を要する点、また、評価する点などについて、ご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、何かご意見はございますか。

○酒井副部会長 質問なのですが、年末年始は、外部にテントを設置して待機場所を設けるなどして対処したことですが、この点は評価することなのでしょうか。外部にテントを張るということは、地震発生のような「緊急事態」な気もするのですが、市としては、年末年始に人が増えたときの対処法として、その待機場所でテントを張ることは「適切な対応」として見てはいますか。

○串間医療政策課長 医療政策課でございます。

休日救急診療所の年末年始については、先ほど申し上げたように患者数が多い中で、診療所内でお待ちいただけるスペースに限りがございます。その中で常時看護師等から見える範囲でお待ちいただくにはどうすればよいかということで、検討した結果、入り口付近にテントを設置しております。このことについては、やむを得ない対応かと考えておりますので、市としては、総括評価に挙げられていますような対応については適切であると考えております。

○酒井副部会長 何度も言っている気がしますが、今回の年末年始において、数字の指標を見たところ、前年と比べて人数がすごく増えたわけではないと思います。つまり、毎年起こっているパンク状態について、テントを張らなければ対応できないということは、分かっていることの範囲であれば、もっと違う対処はできるのではないかと素人的には思うのですが、この点はどうなのでしょうか。

○串間医療政策課長 医療政策課でございます。

施設の中のスペースの確保がなかなか難しいことを考えると、一時的に仮設でテントを外部に設置することは、やむを得ない対応であるかと考えております。

○尾内部会長 今の酒井委員のご質問に対してですが、1年中を通して均等に患者さんが来る状況ではないので、そのためにスペースを新たに建物の中につくるというのは難しいという

ところはあると思います。外部にテントを設置することで、著しく医療のレベルが下がるということでなければ、そういった対応もやむなしかなと医療者側としては思います。

○串間医療政策課長 医療政策課でございます。

今の説明に少し補足をさせていただきますと、テントでお待ちいただく方については患者さんではなくて、患者さんの付添いのご家族等にお待ちいただくスペースとして確保しているものでございます。基本的には患者1名に対して付添い1名でお待ちいただくことが想定されておりますが、患者1名に対して付添いの方が複数名でいらしたときに、患者様と付添いの方1名は中で待っていただきますが、それ以外の付き添いの方については、中でお待ちいただくスペースの確保が難しいため、外に設置したテントでお待ちいただけるように場所を確保しているというところでの対応でございます。

○尾内部会長 テントで診療を行っているというわけではなくて、付添いの方とか診療を終わられた方が待っていらっしゃるスペースということですね。

ありがとうございます。

そのほかご質問やご意見等はございますでしょうか。

○長根委員 先ほど申し上げたカルテ提供の際の苦情に対する対応に関してですが、先ほどのお話を伺っていますと、例えば、市の要望として挙げるなら住所と生年月日を求めたということで、たぶん先方の怒りを買ってしまったのかなという気がしています。

生年月日はともかく、住所等をお聞きしなければ、「要望を挙げることはできない」ということは嘘ではないので、それに対して何か不快な思いをさせたからということで謝罪をするということはどうなのかなと思います。

不快な思い、怒りの沸点というのは人それぞれなのに、こちらの対応が間違っていないにもかかわらず、逐一謝罪をするということは、業務に関わっている職員の方々の負荷になり、業務効率化にも影響するのではないかと思います。本来であれば、立場が上の方は下の職員を守らなくてはいけないということもありますので、軽々にではないと思いますが、もしもその場しのぎで謝罪をするということが習慣化してしまうと、現場で働いている方々に対する悪影響もあると思いますので、そこはよく内容を精査していただいたほうがいいのではないかなと思いました。

また、恐らくその対応したときに、「現状では不可能なのですが、今後検討したい」あるいは、「もし要望を挙げるのであれば、回答させていただきたいので連絡先を教えてください」というような言い方であれば多分このようにならなかつたと思いますので、丁寧に返したのかもしれないのですが、このあたり、見直していただいて、お互いに不快にならないように対応を考えていただければと思いました。

○尾内部会長 ありがとうございます。

そのほかご意見等ございますでしょうか。

(なし)

○尾内部会長 それでは、千葉市休日救急診療所における指定管理者による施設の管理運営に関して、当部会の意見としては、「適切な管理運営がなされている」ということ、そして「苦情対応につきましては、職員の負荷も考慮した回答の仕方を検討していただきたい」といった趣旨でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○尾内部会長 ありがとうございます。

それでは、その旨決定したいと思います。

ここで一旦休憩を取りたいと思います。休憩の間、事務局は説明員の入替えをお願いいたします。

再開は10時40分とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(午前10時27分休憩)

(午前10時40分再開)

○尾内部会長 時間になりましたので再開いたします。

事務局は、前半から入れ替わりのあった事務局出席者のご紹介をお願いいたします。

○井本保健福祉総務課主査 後半から出席する事務局出席者をご紹介いたします。

生活衛生課長の平野大貴でございます。

○平野生活衛生課長 生活衛生課長の平野でございます。よろしくお願ひいたします。

○井本保健福祉総務課主査 以上でございます。

○尾内部会長 ありがとうございます。

では、議事を進めます。

「議題（3）千葉市霊園について」に入ります。

まず、施設の評価に係る資料について、事務局よりご説明をお願いします。

○平野生活衛生課長 生活衛生課平野でございます。着座にて説明をさせていただきます。

資料「2 千葉市霊園関係資料」のうち「2-1 指定管理者年度評価シート」についてご説明をさせていただきます。

初めに、「1 公の施設の基本情報」でございます。

施設名称は千葉市霊園、条例上の設置目的、ビジョン、ミッション及び制度導入により見込まれる効果につきましては、資料記載のとおりでございます。

成果指標につきましては、墓地使用者へのアンケートにおける利用者満足度、数値目標は、「8割以上の墓地使用者が窓口対応及び施設管理に満足していること」としております。

次に、「2 指定管理者の基本情報」でございます。

指定管理者名は桜木霊園・平和公園パートナーズ、構成団体は西武造園株式会社、イオンディライト株式会社です。

指定期間などその他の事項につきましては資料記載のとおりでございます。

次に、「3 管理運営の成果・実績」でございます。

まず、「(1) 成果指標に係る数値目標」の達成状況ですが、成果指標として設定しました、「8割以上の墓地使用者が窓口対応及び施設管理に満足していること」につきましては、桜木霊園で92.8%、平和公園で94.1%の利用者が「満足」、または「やや満足」と回答していることから達成としました。

次に、「(2) その他利用状況が示す指標」につきましては、令和6年度の実績としまして、各種手続数は、桜木霊園が3,106件、平和公園が6,072件、平和公園の園内巡回バスの利用者は3,549人となっております。

2ページをご覧ください。

「4 収支状況」でございます。

「(1) 必須業務の収支状況」のうち、「ア 収入」につきましては、指定管理料は計画額、

実績額が同額の2億4,244万円、その他の収入は計画額がゼロ円、実績額は1,255万2,000円でした。

「イ 支出」につきましては、計画額の合計が2億4,244万円、実績額の合計が2億4,675万9,000円で、計画との差異は431万9,000円の増となっております。これは、主にソメイヨシノや高木伐採等を市の委託により実施したことによるものでございます。

なお、実績額の内訳は、人件費が8,949万7,000円、事務費及び管理費が3,502万5,000円、委託費が9,961万2,000円、間接費が2,262万5,000円となっております。

3ページをご覧ください。

「(2) 自主事業の収支状況」につきましては、「ア 収入」の実績は283万6,000円、「イ 支出」の実績は228万8,000円となっており、内訳は資料記載のとおりでございます。

「(3) 収支状況」につきましては878万1,000円の黒字となっております。

なお、利益の還元につきましては、基本協定書に「剩余額が総収入額の10%に当たる額を超える場合、剩余金と総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1に相当する額を還元する」旨を規定しておりますが、令和6年度は剩余金が総収入額の10%を超えていないため利益の還元はございません。

次に、5の管理運営状況の評価でございます。

「(1) の管理運営による成果・実績(成果指標の目標達成状況)」につきまして、評価項目である墓地使用者へのアンケートにおける利用者満足度についての市の評価はCとしております。

4ページをご覧ください。

「(2) の市の施設管理経費縮減への寄与」につきましては、提案額と同額の指定管理料を支払っていることから、評価をCとしております。

次に、「(3) 管理運営の履行状況」につきましては、評価項目のうち、1、市民の平等利用の確保・施設の適正管理につきましては、自己評価、市の評価ともCとしております。

「2 施設管理能力」のうち、「(1) 人的組織体制の充実」について、自己評価がB、市の評価はCとしております。市の評価としましては、墓地の募集時の対応や墓地管理士の育成、配置に積極的に取り組むなど、おおむね管理運営の基準・事業計画書等の水準どおりであったことからCといたしました。

5ページをご覧ください。

「3 施設の効用の発揮」のうち、「(3) 施設における事業の実施」につきまして、自己評価、市の評価ともBとしております。市の評価としましては、桜木靈園で墓参代行サービスを始め、荒れ墓地対策につながったことや、アンケートでの平和公園の園内循環バスへの満足度の高さなどが評価できることから、Bとしました。

それ以外の項目につきましては、おおむね管理運営の基準・事業計画書等の水準どおりであったことから、Cとしております。

次に、「(4) 選定評価委員会でのご意見を踏まえた対応」です。

意見の「①放置される墓地がなくなるよう、墓地所有者の連絡先の確保等の対策を検討すること」につきましては、墓地管理料の納付書が返送された際に、使用者の居住確認を行うとともに、使用者の死亡が確認された際には戸籍調査を実施し、継続的に親族に対して承継をお願いしております。

意見の「②利用者ニーズを把握するため、引き続きアンケート回収率向上に努めること」に

つきましては、書類作成の待ち時間にアンケート記載をお願いしたほか、お盆やお彼岸の繁忙期に合葬墓等に職員を配置して直接アンケートの協力を依頼するなど、回収数の増加に努めた結果、昨年を上回る数のアンケートを回収しました。

なお、アンケート回収数につきましては、客観的な評価が可能となるようなアンケート回収数を、統計的な手法で算出し、桜木霊園で130件、平和公園で390件程度の回収が必要であると考えております。令和6年度の回収数は、桜木霊園、平和公園とも必要数を超過しましたが、今後もさらなる回収数の増加に向けた取組を求めてまいります。

6ページをご覧ください。

「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」です。

「(1) の指定管理者が行ったアンケート調査の結果」についてご説明いたします。

調査方法につきましては、来園者に所定のアンケート用紙を配布、回収する方法で行い、回答者数は桜木霊園で170件、平和公園で421件でした。

質問項目は、「事務所管理スタッフの対応について」、「園内のトイレについて」、「植栽管理について」などとしており、「満足」、「やや満足」の回答の合計は、桜木霊園で92.8%、平和公園で94.1%となっております。

次に、「(2) 市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応」につきましては、隣接墓所への管理不足(雑草・樹木の繁茂)の意見に関しましては、使用者に連絡を行い対応してもらうほか、連絡がつかないケースは施設側で応急的に対応しております。

また、桜木霊園の水道・火付け処や7ページにございます平和公園の共用部の樹木の伐採・剪定に対する意見に関しましては、連絡をいただいたたら迅速に現地を確認し、職員が対応可能な場合は即時対応しております。

7ページをご覧ください。

最後に、7の総括でございます。

「(1) 指定管理者の自己評価による総括評価」は「B」でございます。

桜木霊園の所見では、前年度と比較して滞りない市民対応ができたこと。合葬墓や返還墓地の募集についても、前年度の反省を生かした適切な対応ができ、利用者アンケートにおいても高い評価を得ていること。自主事業においては、墓参代行サービスをスタートし、初年度より48件の申込みをいただき好調なスタートを切ることができたこと。

また、平和公園の所見では、合葬式樹木葬墓地の資格審査会を管理事務所以外の別会場で開催したこと。老朽化しているベンチなどの更新計画を立て、よりよい墓参環境の提供に努めたこと。自主事業に関しては、苦情があった墓地使用者へ手紙を送る際に墓所管理代行サービスの案内を同封するなどし、代行サービスの新規申込者の獲得に努めたことを挙げております。

「(2) の市による評価」は、おおむね市が求める水準に即した良好な管理運営が行われていたとして、Cとしました。

所見としましては、平和公園の合葬式樹木葬墓地の資格審査を、管理事務所のほか、千葉市役所でも実施し、待ち時間の短縮や、不足書類の再提出などの負担を減らし、利用者目線の改善が見られたこと。桜木霊園は墓参代行サービスを開始するなど、利用者へのサービス向上への工夫が見られたこと。利用者アンケートの結果からも、利用者の多くが対応に満足しており、施設の維持管理の点ではおおむね良好な水準であると認められることなどを挙げさせていただきました。

説明は以上でございます。

○尾内部会長 ありがとうございます。

それでは、まず質疑応答から行いたいと思います。

どなたかご質問はございますでしょうか。

○酒井副部会長 酒井でございます。

墓参代行サービスを桜木霊園で始めて、48件の申込みがあったということで、施設管理者のほうは好調だったということでおっしゃっておりますが、これは評価するに当たってこの件数を「好調」とできる理由を教えてください。

○平野生活衛生課長 生活衛生課でございます。

昨年度の墓所管理代行サービスの平和公園、桜木霊園の実績を見ますと、平和公園の申込み数が79件でした。平和公園は令和5年度も行っておりまして、こちらも79件の申込みがございました。これに対して令和6年度の桜木霊園は48件ということになっております。墓地の区画数で言いますと、平和公園が約3万区画、桜木霊園が1万区画ということで、桜木霊園は墓地の区画数で平和公園の3分の1程度の画数となっておりますので、これを勘案しますと、初年度としては好調な申込みがあったと判断できると考えております。

○酒井副部会長 ありがとうございます。

あと、もう一点、5ページ目の「選定評価委員会の意見を踏まえた対応」の欄ですが、放置墓地について、使用者の死亡の確認、戸籍調査を継続的に実施しているということですが、具体的に放置墓地の件数、もしくは解消件数を教えてください。また、改善方向なのか、悪化方向なのか、その辺りの把握はされていますか。

○平野生活衛生課長 生活衛生課でございます。

放置墓地につきまして、そのお墓の状態と所有者を調査しているかどうかというのは、若干ずれるところあります。私どものほうで使用者等調査を行っている件数につきましては、お亡くなりになった件数、墓地管理料の請求が返戻されてしまった件数、そこを端緒として調査をしている件数を把握しております、それをもって放置されている墓地件数の回答とさせていただきたいと思います。

利用者と実際の台帳の間にずれがあるということで調査を行っている件数ですけれども、令和6年末の段階で調査をしているのが410件です。調査をしたけれども戸籍等を追うことができなくなってしまったり、本籍地が不明などということで調査ができないといった件数が220件ございます。前年と比較しますと調査を行っている件数自体は令和5年の末が488件でしたので80件程度減っております。それから調査不能の件数ですけれども、調査ができなくなってしまった墓地の区画数が令和5年の末が221件ですので、こちらについては、ほぼ横ばいとなっております。戸籍調査等を行い、毎年増減はありますが、ここ数年の現状では、おおむね横ばいか、若干減少しているという状況でございます。

○酒井副部会長 ありがとうございます。

○尾内部会長 ほかにございますでしょうか。

○山本委員 経費に係る部分でお伺いします。

報告書の中で、自主事業について、平和公園のほうはマイナス52万円と挙がっております、桜木霊園のほうはプラスになっていると思います。この差はどのように出ているのでしょうか。委託によるものなのかどうか教えていただきたいと思います。

○平野生活衛生課長　　自主事業ですけれども、支出の部分で人件費ですとか、委託費のほうを平和公園のほうに寄せて計上しているという会計処理をしている状況がございます。それで桜木霊園と平和公園で赤字、黒字という差異が生じているところです。

○山本委員　　単純に両方、平和公園と桜木霊園の別紙3を見させていただくと、平和公園のほうが委託料になっていて、桜木霊園のほうに委託料がなかったものですから、自主事業を委託されているのかなと考えたのですが、そういうわけではないということでしょうか。

○平野生活衛生課長　　そういうことではないです。

○山本委員　　わかりました。

○尾内部会長　　ありがとうございました。

　そのほかご質問はございますでしょうか。

　(なし)

○尾内部会長　　それでは、ほかにご質問なければ、選定評価委員会の意見に係る協議に入りたいと思います。

　まず、先ほどと同様、指定管理者の財務状況について、鈴木委員よりご意見をお聞きしたいと思いますのでご発言をお願いいたします。

○鈴木委員　　では、財務状況について述べたいと思います。

　資料2-4を開いていただきますと、A4の表がございます。先にイオンディライトの分析が安全性、収益性、成長性と入っておりまして、その後に西武造園の同じものが入っております。まず、イオンディライトから確認してきたいと思います。

　先ほどと同じく安全性の面について、重点的に見る必要があると思います。

　A4の左側の表ですが、下のほうに流動比率から判定が出ておりますが、全て○となっております。こちらについて全部○となっておりまして、財務安全性の面については特段問題ないと考えます。

　続きまして、4枚目になりますと、西武造園の財務安全性なんですけれども。こちらも左側の表を見ていただきますと3期分載っておりますと、全部○印になっておりますので、財務安全性については特段問題ないと考えております。

　以上です。

○尾内部会長　　ありがとうございました。

　ただいまのご意見を踏まえ、他の委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

　(なし)

○尾内部会長　　それでは、特段ご意見ないということでありますので、千葉市霊園における指定管理者の財務状況に関しまして、当部会の意見としては、いずれも問題はなく良い財務状況であるというふうにまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

　(異議なし)

○尾内部会長　　どうもありがとうございます。

　それでは、その旨決定いたします。

　続きまして、指定管理者による施設の管理運営について協議いたします。

　ここでは、サービス向上や業務効率化の方策、改善を要する点、また、評価する点などについてご意見をお聞きしたいと思います。それでは、何かご意見はございますでしょうか。

　お願ひします。

○酒井副部会長 全体として適切な運営がされているという評価でいいとは思うんですけども、昨年同じに先ほども指摘させていただいた放置される墓地がなくなるように、墓地所有者の連絡先確保等の対策を検討することというところは、引き続き維持をさせていただいたほうがいいかと思います。

ちなみに、これ放置される墓地という表現でいいんですか。そこの言葉の表現は何という表現が良いのでしょうか。使用者不明墓地というのでしょうか。

○平野生活衛生課長 そうですね。いろいろな形態がありますので、表現については事務局のほうで考えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○酒井副部会長 用語の一致はしたほうがいいと思います。

○尾内部会長 ほかにございますでしょうか。

○長根委員 ただいまの酒井委員の質問にも関連するもので、放置墓地の今後の在り方について、これはどちらかというと酒井委員に質問したほうがいいのかもしれません。

要は、市のほうでも一生懸命戸籍調査等をして継承してくれる方を探したり、何とか管理を促そうとしているのですが、やはり単身世帯が増えていて、今後も単身世帯が減少することはまずないと思います。そう考えると、こうやって放置されていく墓地というのはどんどん増えていくのかなと思います。なので、契約する段階で、例えば「何回か調査して見つからなかつたら墓じまいをさせてもらう」の様な、契約自体を変えるということはできるのでしょうか。

○酒井副部会長 それはもう既に規約の中に入っていると思います。探しても見つからないときにはこうしますよという決まりがあると思いますが。

○平野生活衛生課長 我々管理者のほうで、お墓については「墓地、埋葬等に関する法律」という法律がございまして、その中で管理者のほうで利用者が不明な場合に改葬といいまして、お墓自体の使用の許可を取り消すというような手続が定められています。戸籍調査をした上で官報とかに公告を出したり、お墓に掲示をしたりして、それでも所有者が一定の期間現れない場合は、管理者のほうでお墓を処分していいということになっております。基本的には、その手続に沿って処理を進めていくような形になります。

私どもも実は以前、桜木霊園におきまして、無縁改葬ということで無縁であることが確定している墓地については、改葬の手続を進めていた時期もあるのですが、その後の墓石の処理などのところで、費用面で今立ち止まっている部分がございます。進めなくてはいけないということは、全くそのとおりではあるのですが、なかなかうまく進められていない部分もあるというのが現状でございます。

○藤原医療衛生部長 医療衛生部でございます。

あと、もう一つ所有者が不明、または調査不能となってしまっている区画が多い要因の一つといったしましては、桜木霊園は昭和14年開設でございます。しかし、墓地管理料の徴収を始めたのは平成24年でございます。それまでの間というのは、相続するから祭祀の承継が行われた場合には、使用者が積極的に手続に来ていただかないと承継者というのは把握できませんでした。平成24年に墓地管理料を導入いたしまして、個別に墓地使用者の方に納付書等を送付し、返送されたものをきっかけに調査を始めていますので、そういう要因もあって、平和公園と桜木霊園に比較しますと、桜木霊園のほうが圧倒的に調査不能、所有者が分からない、管理がなされない、墓地が荒れるといった状況になっている傾向がございます。

○酒井副部会長 すみません、ちょっと今さらで申し訳ないんですけども、これに関しては

千葉市さんの管轄だと思うので、その指定管理者制度の委員会としてそもそも、その領域を超えた話になっていましたでしょうか。

○平野生活衛生課長 先ほど申し上げました、改葬の手続の部分につきましては、基本的には市の役割になりますが、通常の墓地の管理自体は、指定管理者の役割というところもございますので、昨年度もご指摘をいただきましたけれども、指定管理者選定評価委員会のご意見として入れていただくこと自体は、特に問題がないのではないかというふうには考えます。

○酒井副部会長 先ほどのその墓地としての使用者の廃止と、さらにはその墓地の物理的な無縁墓地への移替えとかは、千葉市の役割という認識でよかったですでしょうか。

○平野生活衛生課長 はい。そのとおりでございます。

○尾内部会長 何か追加のご発言ありますか。大丈夫ですか。

○鈴木委員 資料2-1の7ページなんですけれども、総括ということで指定管理者は「B」評価をつけてきてまして、市の評価は「C」ということなんですが。評価の内容を見ますと、Bは優れた管理運営が行われていて、Cは良好な管理運営が行われていたということで、なかなか判断の難しいところだと思いますが、指定管理者も頑張っていて、満足度調査の実績とか、墓参代行サービスを始めたりというところを評価して、自己評価ではB評価とされています。指定管理者を褒めるというか、そのような方向のほうがうまくいくんじゃないかなという感じがしますけれども。C評価とされた理由をもう一度お伺いさせてください。

あと、もう一点、この指定管理者の場合は指定管理料の返還の基準が総収入の10%を超えると超過額の2分の1還元ということですので、この収支状況の評価というのはかなり重要なと思います。そこで資料の提供としまして、この元資料となったものの試算表の提供を求めるのですがお断りをされました。機密的であるので、提供できないということでした。ただ協定書にそれを提出する旨というのは含まれておりませんでしたので、これ以上提出を求めるということはできないと私は考えましたが、重要なことですので、今後、指定管理者を募集するに当たって、協定書等にその試算表の元根拠資料の提出ですとか、必要に応じてその調査ができる、それ以上のものを求めるというような文言を入れていただきたいと思います。そのような文言が入っている例が、千葉県等の指定管理者の募集で確認できましたので、本日ここで申し上げる問題ではないと思うのですが、次期の選定時に、私が発言できるこの場にいるか分からなかったので、この場をお借りして申し上げさせていただければと思いました。

以上ですので、C評価とされた理由をもう一度伺えればと思います。

○平野生活衛生課長 C評価とした理由ですけれども、確かに指定管理者のほうでも、市民対応の面で昨年度までの取組を踏まえる形で、それを改善するような取組を実施していただいているということは、私どものほうも認識はしているところです。その上で、管理運営の基準等に照らしまして、市が求める水準に即した良好な管理運営が行われていたということで判断をしまして、C評価とさせていただいたというところでございます。

例えれば、具体的な数値でここはこうだからとか、そういったところまでちょっと突き詰めているわけではないんですけども。基本的には、実際に行われたことと、管理運営の基準ですか、提案ですか、もともとの指定管理の申請の際に提出された提案なども勘案しまして、市としてはC評価とさせていただいたところでございます。

○尾内部会長 ありがとうございました。

そのほかご意見、ご質問ございますでしょうか。

(なし)

○尾内部会長 では、特にその他追加ご発言等なければ、千葉市斎場における指定管理者による施設の管理運営に関して、当部会の意見としましては、おおむね良好な管理運営がなされているということ、そして、放置される墓地がなくなるように、墓地所有者の連絡先確保等の対策については、今後も継続して行っていくという旨でまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○尾内部会長 ありがとうございました。

それでは、その旨決定いたします。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○尾内部会長 それでは、続きまして、議題（4）千葉市斎場についてに入ります。

事務局より、ご報告をお願いいたします。

○平野生活衛生課長 生活衛生課でございます。

昨年度におきましては、千葉市斎場の指定管理予定候補者の選定につきまして、委員の皆様にご審議をいただき誠にありがとうございました。この場をお借りしましてお礼を申し上げますとともに、現況を簡単に報告させていただきます。

この4月から富士建設工業株式会社、千葉グローブシップ株式会社共同体が斎場の新たな指定管理者となりまして4か月が経過いたしました。

現在までのところ、人員確保を含めて問題なく適切に施設の管理運営を行っております。

本市といましても、定期的に斎場を訪問しまして、利用者への対応状況などを確認するとともに、指定管理者におきましても、施設の使用者からのアンケートなどに基づく要望につきまして、対応可能な範囲で改善に努めております。

斎場についての報告は以上でございます。

○尾内部会長 ありがとうございました。

ただいまのご報告に対し、ご質問等ございますでしょうか。

(なし)

○尾内部会長 それでは、本日予定されております議題は以上で終了となります。

本日部会として決定いたしました意見の文言の整文等については、私にご一任をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○尾内部会長 ありがとうございました。

これをもちまして本日予定していた議題は終了となります。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

○井本保健福祉総務課主査 委員の皆様、長時間にわたるご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に事務連絡を2点申し上げます。

まず、1点目、今後の予定についてですが、第2回の開催につきまして、現時点では予定しておりません。

次に、2点目ですが、本日の会議の議事録の作成につきましては、後日、内容のご確認を旨

様にお願いする予定です。案を作成次第、事務局よりご連絡いたしますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「令和7年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回医療施設等部会」を閉会いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。